

## 第4回産業経済常任委員会

令和4年12月16日（金）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 第1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第95号 市道の路線認定について
- (2) 議第96号 財産の取得について
- (3) 議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- (4) 議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

---

### 出席委員（7名）

委員長	中 島 ゆき子	副委員長	田 中 喜 登
委員	田 口 琢 弥	委員	今 井 政 良
委員	伊 藤 嚴 悟	委員	一 木 良 一
委員	吾 郷 孝 枝		

---

### 欠席委員（なし）

---

### 委員外議員

議員	鷺 見 昌 己	議員	飯 塚 英 夫
議員	森 哲 士	議員	中 島 新 吾

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	地域振興部長	小 池 雅 之
総 務 部 長	今 瀬 成 行	秘書広報課長	小 林 哲
観光商工部長	河 合 正 博	観 光 課 長	渡 邊 展
商 工 課 長	杉 山 由 美	建 設 部 長	野 村 直 己
建設総務課長	奥 田 達 彦	建 設 課 長	今 井 伸 哉
環境水道部長	田 口 昇	環境対策課長	池 戸 美 紀

環境水道部次長 今 村 正 直                      小坂振興事務所長 田 添                      誠  
小坂振興事務所副所長 石 丸 直 志

---

---

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今 井                      満                      議会総務課主任主査 柿ヶ野 明 広

---

---

○委員長（中島ゆき子君）

皆さんおはようございます。

ただいまより産業経済常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

本日、1番、4番、3番、13番の傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

今日も付託案件、条例の改正とかございますが、5番の協議報告事項が結構めじろ押しでございまして、建設、環境、水道、非常に重要な案件をまた御説明させていただきますので、丁寧に説明をしたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（中島ゆき子君）

ありがとうございました。

議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（今井政良君）

おはようございます。御苦労さんです。

付託案件としまして7件あります。どうか審査よろしく願いしたいと思います。

また、協議事項もたくさんありますのでよろしく願いしたいと思いますし、執行部の皆さん、どうか協議事項については説明をしっかりよろしく願いしたいと思います。以上です。

○委員長（中島ゆき子君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日の付託審査は、令和4年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第95号から議第97号までの3議案と、議第114号及び議第116号から議第118号までの3議案の合わせて7議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第95号 市道の路線認定について、説明をお願いいたします。

**○市長（山内 登君）**

委員長、すみません。ちょっとその前によろしいですか。

申し訳ございません。ちょっと発言を忘れておりました。

今日、田口副市長、ちょっと欠席をさせていただいております。県のほうの新庁舎の竣工式ということで田口君に出席をしていただきましたので、大変申し訳ございませんが委員会のほうは欠席とさせていただきますので、すみません、御報告が遅れまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

**○委員長（中島ゆき子君）**

承知いたしました。

それでは、議第95号 市道の路線認定について、説明をお願いいたします。

**○建設総務課長（奥田達彦君）**

議案書の111ページをお願いいたします。

議第95号 市道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線を認定する市道の路線名は、中原東35号線です。起点、下呂市火打字境平1237番の5地先から、終点、下呂市火打字境平1236番8地先まででございます。

提案理由について、一般県道門和佐瀬戸線の道路改良に伴い、県道の一部が市道へ移譲されるため市道の路線を認定するものでございます。

113ページをお願いします。また、委員会資料の1ページを併せて御覧ください。

詳細図を資料としてつけております。認定する路線の概要についてお示ししております。

路線名及び起終点につきましては、今ほど申し上げましたとおり、道路の幅員3.2メートル、延長296.9メートルでございます。

提案理由といたしましては、現在岐阜県において事業を実施されている一般県道門和佐瀬戸線おんじ工区の改良工事に伴い、対岸に整備されるバイパスの供用開始がされるときには、旧道処理により県道の一部を、図面に塗られている部分でございますが、市が譲り受けるものでございます。

説明は以上となります。御審査のほうお願いいたします。

**○委員長（中島ゆき子君）**

議第95号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、以上で議第95号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第96号 財産の取得について、説明をお願いいたします。

**○建設総務課長（奥田達彦君）**

議案書の115ページをお願いいたします。

議第96号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 財産種類は、土地でございます。

2. 所在、地目、面積及び取得の相手方につきましては、116ページにお示ししております。

取得する財産の一覧に記載のとおり、面積の合計は2万6,475平米でございます。また、委員会資料の3ページに該当する土地の航空写真を参考としてつけております。

議案書の115ページへ戻っていただいて、3. 取得金額は9,283万4,940円でございます。

提案理由でございますが、転石や浮石の危険箇所の回避や異常気象時の通行規制区間の緩和を図ることを目的に、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所において施行する国道41号門原防災事業のトンネル掘削に伴う残土処分場用地として、ただいま説明いただきましたとおり財産を取得したいので、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。御審査のほう、お願いいたします。

**○委員長（中島ゆき子君）**

ただいま議第96号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（一木良一君）**

こういった埋立てする敷地が確保できたということは非常によかったと思うんですが、河川側の土留めの構造ってどういう形になるのか、ちょっと教えてください。

**○建設総務課長（奥田達彦君）**

お答えします。

河川側は、今、河川管理道路があると思うんですけれども、そこを確保して、そのままある程度崩れないように幅を取りまして、そこからのり面で土留めを立てるようなことにしています。以上です。

**○委員（一木良一君）**

のり面ということで、豪雨の際の崩落につながらんようにお願いしたいということと、もう一つ、広大な用地ができますので、将来そこが活用できるようなことも今から考えておいていただきたいなと思います。よろしく。

**○委員（伊藤巖悟君）**

一つ段取りができたということで、ありがたいと思いますが、それで、残土処理の、たしかこの間、25万立米でしたか、そこへ捨てるという話があったところです。そして最初に出たところが3万立米で、大体それで今の予定残土は消費できるんですか。

**○建設総務課長（奥田達彦君）**

お答えします。

実際には、トンネルは2つ掘りまして、1号トンネル、2号トンネルと、合わせて19万立米が計画しております。マックスで今のところ25万立米、もうちょっと幅があると30万立米まではいきますけれども、確保は可能です。以上です。

○委員（伊藤巖悟君）

了解。

○委員長（中島ゆき子君）

ほかに質問は。

○委員（吾郷孝枝君）

この航空写真のほうを見ますと、本当に優良な農地が整備されているわけですがけれども、圃場整備した後ですよ。

この地主の方たち、いろんな交渉の中で苦労があったと思いますけれど、もしその辺のことを私たちにも聞かせておいていただいたほうがいいかなと思いますので、それが1つと、それからこの優良な農地ばかりじゃなくて、雑種地みたいなところがありますね、この下のほうに。結構広い部分があるんですけど、この雑種地を買収予定地にはちょっと外して農地部分ばかりにしたのかなというふうに見えるんですけど、その辺の理由をちょっと聞かせてください。

○建設総務課長（奥田達彦君）

今のお答えします。

実際には、今から用地交渉には入っていきます。ただし、8月に周辺の地元の近隣者の関係者と地元説明会を行ったところ、一応大きな反対はなかったということでございます。

今委員がおっしゃったとおり、本当に皆さんが大切にしてきた農地でございますので、その辺は丁寧な扱いたいということと、しっかりした調査と補償を行って納得をいただいて取得したいと考えております。

また、今言われた雑種地というのは、2つの建設業者さんの土場になります。こちらのほうは同じく埋立ての取得ということにしておりますので、この河川のほうですか。こちらのことですかね。

○委員（吾郷孝枝君）

航空写真地図で見ますと、下のほうのところ、緑の。

○建設総務課長（奥田達彦君）

緑の、こちらはすみません、分かりにくいんですけども河川敷になっております。

〔「農地の」と呼ぶ者あり〕

すみません、分かりづらいんですけども、こちらは国道と同じ高さで、今牧草地みたいになっておるところですので、この赤い部分が1段落ちた状態になっておりますので、ここまで、国道の高さまで埋め上げるというようなイメージでございます。以上でございます。

○委員（吾郷孝枝君）

分かりました。

○委員長（中島ゆき子君）

ほかにございせんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第96号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志君）

議案書の117ページを御覧ください。

議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市濁河温泉市営露天風呂でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称でございますが、岐阜県下呂市小坂町大洞965番地の2、株式会社ノイジー、代表取締役社長 保田悦宏さんです。

指定管理者の募集方法といたしましては、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づきまして、特定指名による選定でございます。

指名の理由といたしましては、株式会社ノイジーは、地元の住民を雇用するなど働く場の確保も行ってみえます。引き続き指定管理者である株式会社ノイジーが継続して経営していく意欲を見せておられるため、今までの実績と当該施設を熟知していることから指名をいたしました。

3. 指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

また、指定管理料につきましては、ゼロ円指定となっております。

以上、御審査をお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第97号について説明をいただきました。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第97号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志君）

議案書の217ページを御覧ください。

議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について。

改正理由につきましては、物価高騰下でも事業継続ができるよう料金改定を行い、経営改善を図るため当該条例の一部を改正するものでございます。

高騰の原因といたしましては、宿泊施設の布団やシーツの洗濯代、またバーベキュー、燃料等に使う炭や灯油代、またバンガロー等で使用する消耗品等の高騰によるものでございます。

概要につきましては、218ページから219ページの別表のとおり、利用料金の上限を20%引き上げる改正でございます。利用上限の根拠といたしましては、市内の民間キャンプ場施設の利用料金と比較したところ、他の施設は1人当たりのバンガローの利用単価が3,500円から4,000円程度であります。ふれあいの森につきましては2,800円程度と安価であることから、同程度となるように上限を引き上げるものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、御審査をお願いいたします。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第114号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第114号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、関連がございますので議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、2議案について説明をお願いいたします。

#### ○観光課長（渡邊 展君）

議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、条例要綱で説明いたしますので議案書227ページをお開きください。

改正理由、幸の瀬湯けむり広場を有料市営駐車場として整備するに当たり、広場としての用途に供することができなくなるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要ですが、(1)幸の瀬湯けむり広場を削除します。第2条、別表関係でございます。

(2)この条例は、令和5年1月1日から施行します。附則関係でございます。

次に、議案書229ページをお願いいたします。

議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、条例要綱で説明いたしますので議案書232ページをお願いいたします。

1. 改正理由、幸の瀬湯けむり広場を有料市営臨時駐車場として整備するに当たり、市営駐車場条例に定めるとともに、近隣の民間駐車場との料金設定の均衡を図るため、下呂温泉街にある駐車場の料金区分と金額を変更するため改正するものでございます。

2. 概要、(1)駐車場に幸の瀬駐車場を追加します。第2条関係でございます。

(2)幸の瀬駐車場の料金を追加し、下呂温泉駐車場及び阿多野駐車場の料金を改めます。別表関係でございます。

(3)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則関係でございます。



委員会資料の5ページをお願いいたします。

冒頭は、条例要綱と同じ内容ですので省略いたします。

概要としまして、1の下呂温泉街の観光客向け市営駐車場を掲載しております。

改正の対象となる駐車場ですが、既存の下呂温泉駐車場、阿多野駐車場に加えまして、今回新規で旧下呂温泉病院本館跡地に臨時有料駐車場として整備する駐車場を幸の瀬駐車場として掲載しております。なお、この名称は字名に由来しております。

2. 駐車場の料金設定についてですが、現行では下呂温泉駐車場、阿多野駐車場は、入庫後最初の1時間は100円、以降30分につき100円となっており、24時間当たり1,500円が上限となっております。改正案としまして、下呂温泉駐車場、阿多野駐車場に加えまして、新設する幸の瀬駐車場、旧下呂温泉病院本館跡地でございますが、入庫後20分につき100円となり、24時間当たり1,500円上限は変更ありません。

したがいまして、現在は入庫後1時間は100円ですが、これが1時間300円となります。入庫後2時間の場合、現在300円ですが、改正後は600円となります。5時間で1日当たりの上限1,500円ということになります。

なお、この料金設定につきましては、11月18日に開催されました第3回旧下呂温泉病院跡地活用委員会におきましても提案させていただき、御了解をいただいております。

3. 施行日ですが、令和5年4月1日からとしております。

なお、幸の瀬駐車場となります旧下呂温泉病院本館跡地については、3月末までは無料で使用していただきます。

説明は以上でございます。以上、一部改正につきまして御審査のほどお願いいたします。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第116号及び議第117号について説明をいただきました。

2議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○委員（一木良一君）

議第117号の市営駐車場条例の関係なんですが、これは改正後の24時間当たりの上限として1,500円と金額出ていますね。これ24時間の場合は1,500円取るということですね、上限という意味は。

ちょっと例えば、これ高くないかということをおもうんですが、というのは、例えば名駅辺りでも一般の駐車場が24時間で1,200円ぐらいなんですわ。ですからその辺のことを思うと、下呂で1,500円はどうかということをおもいますが、練って金額を出されたんであると思しますので、その辺はちょっと私の意見も参考にしておいていただきたいなと思っておりますが、どうですか、その辺のことについては。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

答弁をお願いできますか。

○観光課長（渡邊 展君）

1,500円上限というのは、24時間で1,500円で頭打ちということで、現在の料金設定と同じでございます。

この1,500円の設定は、平成元年の10月から改正されておりますが、その際には市内の民間の駐車場を参考に改正させていただいております。

それから料金の設定に当たりましては、主立った観光地、高山ですとかほかの温泉地、有馬温泉、熱海温泉とかそういうところの料金設定なども参考にさせていただいて設定をさせていただいております。以上です。

○委員（一木良一君）

練って出された金額だと思いますので、失礼なことを言いましたけれども、それでいいと思いますので。

○市長（山内 登君）

本当に料金設定の根拠をやっぱりもう少し丁寧に御説明する必要があると思いますけど、ちょっと説明が不十分だとは思いますが。

高山とかああいうところを特に中心に、料金のバランスを考えて、あとは地元の民間駐車場を圧迫しないというような、そういう設定の中で出てきた数字ですので、24時間上限で1,500円、高いか安いかわからない、でもこういう観光地で24時間で1,500円なら結構お得感かなあと僕は思いますが、その辺りもまた今後もいろんな駐車場を整備をしてまいりますので、そこでしっかりと根拠を説明できるような勉強もしていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜ればと思います。

○委員（一木良一君）

前回、この数字が我々承認しておるということで、うっかりしてましたんで、また検討しながら慎重に決めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員（伊藤巖悟君）

今、市長が説明しましたけれども、これはやっぱり民間とかいろいろなバランス感覚を持って料金設定をするのがごく普通の判断やとそういうふうに私は思います。

したがって、今後も、やはり随分金もかけてあるので、土地代から何から今まで、当然これはそこからそれぞれの対価をやっぱり要求するのが我々の筋だと思いますので、その辺のぬかりのないように、集められるお金は集めてもらいたいとお願ひしておきます。以上です。

○委員長（中島ゆき子君）

答弁よろしいですか。

○委員（伊藤巖悟君）

はい。

○委員長（中島ゆき子君）

ほかにございませぬか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第116号及び議第117号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○環境対策課長（池戸美紀君）

議案書233ページをお願いいたします。

議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めます。提案理由でございます。

家庭系可燃ごみ及び資源ごみ（ペットボトル）の排出及び収集方法を変更し、ごみ処理手数料を無料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

236ページをお願いいたします。

条例要綱です。

まず1. 改正理由は、提案理由と重複いたしますので省略いたします。

2. 概要です。(1)一般家庭から排出された可燃ごみについては、家族構成などに応じた無料もえるごみ処理券を配付いたします。ただし、配付された無料もえるごみ処理券の枚数を超えた排出分については、有料もえるごみ処理券の購入が必要となります。第6条の2関係でございます。

(2)もえるごみ専用袋を有料もえるごみ処理券に改め、ペットボトル専用袋を廃止いたします。別表2関係でございます。

(3)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)この条例の改正前に購入した別表2に掲げるもえるごみ収集専用袋の小、ペットボトル専用袋で残存するものについては、当分の間、もえるごみ専用袋として使用することができるものといたします。附則第2項関係でございます。

なお、無料もえるごみ処理券の配付方法や配付数などにつきましては、市の規則で定めることとし、無料もえるごみ処理券を他人に譲渡することはできないものといたします。

また、別表2におきまして有料もえるごみ処理券手数料の額を45リットル用を100円、20リットル用の小を50円と定めております。これにつきまして、委員会資料7ページをお願いいたします。

まず1. 一般家庭から排出された可燃ごみにつきましては、家族の構成人数に応じた無料もえるごみ処理券を配付いたします。この配付数は、下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する規則で定めます。

2. 配付された無料もえるごみ処理券の枚数を超えた排出分については、有料もえるごみ処理券の購入が必要となります。

有料もえるごみ処理券（手数料）の額につきまして御説明いたします。当該処理券の方法は、

一定量無料型と言われ、各御家庭では無料で配付された処理券の範囲でごみを排出しようとする心理が働き、ごみ減量化の効果が高いことが長所として上げられます。県内でこの方式を採用しているのは高山市と大垣市の2市でございます。ただし、大垣市は令和5年1月から有料ごみ専用袋に変更されます。

①高山市及び大垣市の有料処理券の額をこの表に掲げております。高山市につきましては、消費税別で100円、大垣市、消費税別で150円でございます。

②下呂市有料もえるごみ処理券の額につきまして御説明いたします。

令和4年11月17日に開催しました下呂市廃棄物減量等推進審議会におきまして、下呂市における有料処理券の額について御審議をいただきました。隣接する高山市の額も参考として審議され、一定量無料型の長所を引き出すことも含めて、当該手数料の額は下記記載の額が適当との御意見をいただきました。45リットル以内用が100円（消費税込み）、20リットル用（小）が50円（消費税込み）ということでございます。

3. 不燃ごみのうち、ペットボトル専用袋は廃止し、令和5年4月1日からは市販の透明または半透明のビニール袋（45リットル以内）に入れて、お住まいのステーションに排出していただきます。

あと4、5は、先ほどと御説明が重複しますので省略させていただきます。

以上でございます。御審査よろしく願いいたします。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第118号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○委員（吾郷孝枝君）

いよいよ、こういう形で動き出します。

あとは住民の理解と協力ということなんですけれど、ちょっと私もよくあれして疑問に思ったところがありましたのでお尋ねをします。

1つには、ペットボトルの出し方なんですけれども、透明袋ということで、そこに中には半透明というのも同時に書いてあるんですね。透明袋って書いてあるだけのところもあるし、市販の、ペットボトルの出し方について半透明、というのは、燃えないごみステーションに出すわけなので、袋が家庭によってはそんなにペットボトルの排出がないところもありますので、もっと透明なレジ袋もありますが、ああいうものでもいいんじゃないかなと私は思っているんですけど、今までの説明だけやと市民の方、お堅いので、市販の45リットル以下の透明袋というふうに思ってしまう方も見えますが、ちょっとその辺のところ、1つは例として、これは生協の半透明袋なんですけど、これで牛乳パックなんか全部、すごく重いのも入って、こういうのもいいんじゃないかと私は思っているんですけど、そういうこともちょっと分かるように説明をされるといいのかなと思います。ちょっとその点でお聞きします。

それからもう一つ、ペットボトルについて、今までラベルを取って出すように指導というのか、そういうふうなことでしたので、各家庭ではラベルを全部はがして、キャップも取って、そして専用袋に入れて出しているんですけども、今回いろいろ説明書を見ますと、ラベルを取ることが書いていないんですよ。あれもきちんと書かれたほうがいいんじゃないかなと、せっかくみんな習慣づけになりましたので、そこをそういうふうにはできないかということです。

それから、またいろいろありましたけど、ちょっと今その2点について。

**○環境対策課長（池戸美紀君）**

ありがとうございます。

ペットボトルの袋につきましては、透明または半透明ということで、ちょっとこちらのほうが下呂市の燃えるごみの市が推奨袋ということで認定した袋になります。これは半透明の袋で45リットルでございます。

ということで、御家庭によってはこれを燃えるごみに使うこともありますし、ペットボトルを出されることもありますので、透明または半透明ということで表示をさせていただきたいなと思っております。

それとあと、袋の大きさにつきましては、やはり委員おっしゃられましたように、各御家庭で45リットルばんばんに入れられる方もあれば、それは小さい袋でも収集はいたしますので、今後、市民の方には分かりやすく御説明をしていきたいと思っております。

それから、ごみ出しのルールにつきましては、今、市民の方にこちらのほうからルール、ペットボトルはキャップを取ってラベルをはがして中をすすいで出してくださいというのは、これからも同じでございますので、今後もしっかりとそういったルールのほうは周知、徹底をしていきたいと思っております。以上でございます。

**○環境水道部長（田口 昇君）**

今の御説明にちょっとプラスアルファして御説明をさせていただきたいと思っております。

推奨袋というのは、あくまでも市が勧める袋という位置づけでございますので、どんな袋か迷わないようにということで、安心して使える袋という位置づけでございますので、基本的にはごみを出す方の責任とマナーによって出していただくということですので、それじゃなくても45リットル以下の袋であれば、特に透明か、もしくは半透明であれば薄い袋でも問題ないんですけども、当然、出して破れてしまえば個人でしっかり破れないようにするとか、あるいはしっかりテープで補修するとかということで出していただきたいということでお願いしたいと。その辺もしっかり分かりやすいように、今後皆様にお知らせをする必要があるというふうに考えております。以上です。

**○委員長（中島ゆき子君）**

吾郷さん、マイクを入れてください。

**○委員（吾郷孝枝君）**

何ととっても、実施される各区の協力が本当に大事だというふうに思います。

萩原地区では、上村地区が来年の1月から実施ということで、私もちょっと区内の方がどういうふうに思ってみえるのかなと思ってちょっと聞いたり、状況を見たりしたんですけど、区報で本当に詳しく分かりやすく、区内で8か所、燃えないごみのステーションも設ける、場所については後で詳しくお知らせしますみたいな形で、区内の方、ほとんど不安を持ってみえないんですよ。

ただ、まだ具体的に実施しない隣の区とか、私たちなんかそうなんですけど、そこの方のほう結構、どうなんや、どうなんやっているいろいろ聞かれる。そういう状況ですので、やっぱり本当に区の協力というのが大事だと思いますので、そこら辺よろしくをお願いします。

4月1日からペットボトルは出せるということ、読みますとなるんですけど、それはペットボトルのステーションじゃなくて、普通の燃えるごみを出す、実施しないところですよ、もそこでもいいのか、こういう袋に入れて持っていくにはステーションができてからでない駄目なのか、ちょっとそこをお尋ねします。

#### ○環境対策課長（池戸美紀君）

ペットボトルの出し方につきまして、4月から市販の袋で出していただくんですが、出すところは今と同じ、皆さんの地域でそれぞれ今ペットボトルを出しているところが変わりはございません。

ただし、モデル地区として実施される場所は、これとは別でモデル地区で新たにステーションを設けられますので、モデル地区については新しい設けたステーションに出していただきます。そのほかの地区の方は、今までどおりの場所に出していただくということでございます。以上でございます。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

ほかにございませんか。

じゃあ私、すみません。

今までのごみ袋の説明の中で、10種類のごみ袋を廃止することによって4,100万円ほどの歳入の減になるというお話は聞いておりますが、今回、この可燃物とペットボトルのごみ袋を廃止することによってほどのくらいの歳入減につながるのかというところをお願いします。

あと、9月の全協のときにちょっと質問させていただいたんですが、令和5年1月から大垣市が廃止を、この有料ごみ袋に変えられるということで、その変えられる理由について伺ったら、ちょっと調べていないですということでしたけど、その後、調査をされたのかどうか教えてください。

あともう一点、ペットボトルにつきましては、圧縮機械があまり性能のいいものでないので、下呂市においては潰して出さないということでしたが、やはり潰して出さないにごみを出す量も回数も今までどおり変わらないんですけど、ごみの削減というところで、圧縮機をもう少し性能のいいものにして、皆さんが潰したペットボトルを回収しても処理ができるという、そういうような御検討をされているのか、3点について伺います。

## ○環境水道部長（田口 昇君）

ちょっとまずはペットボトルのプレス機のことについて御説明をさせていただきたいと思えます。

今のペットボトルの機械、プレス機なんですけれども、平成10年に入れております。24年経過するわけでございますけれども、各自治体によっては、潰して入れて出してくださいというところもありますが、今の入れた機械というのは、潰さずに入れることによってベールというか製品につながるということでもあります。

ある程度、今まだ24年経過していますけど、今後施設計画によって、いろんな機種がありますけど、できれば市としては、今のところは潰して出していただいたほうが皆さん容量がたくさん出せるということもあります。それで潰してでもしっかり製品化できるような機械がいいなと今、現時点は思っておりますので、そういった取組をこれから検討をしていきたいと。今はまだ今の機械をある程度使うことになっておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

もう一つ、先ほどいわゆる4,100万円ほどの経費についてですけれども、1つは、今まで今年度の予算ベースでいきますと、ごみ袋を買っていただいた袋、全てそうなんですけれども、これの今度廃止する予定のものの収入減が6,730万円ほどございます。

一方、ごみ袋を、いわゆる歳出のほうなんですけれども、袋をメーカーから買い寄せて皆さんにやっているんですけれども、これが今年の当初予算では1,280万円ほどだったのが、今後の試算では1.9倍ぐらい上がっていますので、この金額を1.9倍計算していますので、この袋の歳出減が2,520万円ほどになると。

あと袋のいわゆる販売手数料、店舗のほうにお任せして販売していただくための手数料であるとかそういった金額と、改めてシールを印刷します。その差額が570万円ほどとなります。ですから、さっき言いました収入が6,730万円ほどありますけれども、歳出が今の差引きで2,620万円ほど、これが歳出減ということで、その差引きで4,100万円ほどが今までの歳出、収入減になると、一般財源から賄うことになっておる今の現状であります。以上です。

## ○環境対策課長（池戸美紀君）

大垣市さんのほうが1月から有料袋にされるということで、これは大垣市さんが市民向けにチラシのほうを出されてみえます。

こちらのほうを拝見させていただきますと、よりごみの減量化効果が高い有料のごみ袋に変更いたしますと記載があります。ただし、後にこの次に報告事項でちょっと御説明をしようという資料を見ていただきたいんですが、委員会資料14ページのほうを御覧ください。

14ページのほうには、無料もえるごみ処理券の世帯員数ごとの配付数につきまして記載したものでございます。

その①のほう、高山市及び大垣市の配付基準による試算というところを御覧いただきたいと思えます。

それぞれ高山市さん、大垣市さん、規則のほうで世帯人数ごとの配付数を定めております。大

垣市さんにおきましては、1人世帯の場合は年間80枚、2人世帯は90枚というようなこういう配付数になっております。この配付数を現在の下呂市の世帯数で掛けますと、合計を見ていただきますと114万1,750枚の配付になります。

実際に下呂市の令和3年度の市民の方が燃えるごみ袋を出された枚数は、小も含めて92万枚でございます。それを考えますと、ここの表の下にありますように、下呂市、大垣市の世帯数ごとの配付数を下呂市の世帯員数ごとの世帯数に乗じてみたところ、両市とも無料配付数がかかなり多いことが分かるということでございます。どこが多いのかというところは、1人から2人世帯のごみ排出頻度は平均して週1回、年間52袋でありましたので、この層への配付数が多過ぎる傾向にあると思われまます。

ということで、ごみ減量効果がより高い専用袋にされる前に、もう少しこら辺を絞り込みを大垣市さんのほうでも御検討されれば、もしかしたらということにはちょっと思っているところでございます。以上でございます。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

今ほど、ペットボトルの圧縮機については今後検討されるということですので、もう既に二十数年たっているということですので、値段はまちまちだとは思いますが、やはりごみ減量化、そしてペットボトルを袋に出すという、その袋もごみですので、やはりそれも減らすという観点から早々に御検討いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

ほかにございませんか。

〔「関連でいいですか」と呼ぶ者あり〕

#### ○委員（伊藤巖悟君）

ごみというやつは、要らんもんやもんでよわるこっちゃと思っておるんですけど、ごみ問題はいろいろと考えてみると、今、肥料がどえらい高いというでしょう。それで私は萩原町時代にコンポストで補助金を出して、各家庭が随分利用されたと思うの。これはもう一回再認識をして、家庭菜園なんかでコンポストで堆肥を作って野菜を作ったらどうかなあということを当初思っておるんですが、そんなような工夫やら知恵を、下呂独自の発想でもいいもんで、やっぱり家主には空き地がいっぱいできてきておる、だんだんと。そんなような、昨日だったか誰だったか、生ごみがどえらい燃料を食うというこういうような話もあったんで、そういうような下呂独自の知恵も出して工夫をして、何か新しい発想が出てくるといいんじゃないかなあと私は思っておるやけど、どうじゃな。

#### ○市長（山内 登君）

今回はシールを作ります。さきに10番委員のおっしゃったコンポストの件については、今、段ボールでコンポストということを推奨していますけれども、萩原町時代は、こういうプラスチックの箱でコンポストされていまして、我々もあれもターゲットにしていますんで、将来的にはああいうコンポストを設置できる場所はああいうコンポストをまた補助金を使って僕はやりたいと思っています。それは同時にできるかどうかは別ですけど、ちょっとコンポストも、これ



も補助金を使ったりして市民にもう一度推奨したい。

萩原は結構使ってみえますよね。使ってみえますので、ちょっとそういうものもやって、要は総量を抑制するためにこれをやっているんですから、やっぱりそういうことについて頑張ってみえる方については、それなりのメリットを僕はお与えしていきたいと思っていますし、無料券の今シールありますよね。あれでも余ったときには、それを例えば市が若干御褒美というクーポン券に換えるとか、そういうことも今後検討をしてどういうふうにしてやっていくのか、取りあえずやってみて、でも頑張ってシール券が余ったにもかかわらず、それは何もなかったんではいけませんので、その辺りもちょっとやってみたいと思っています。

○委員（伊藤巖悟君）

今の件やけど、部長、市長では分からんところもあるもんで、何でかという、それは生野菜をコンポストに入れたって、そんな三月や四月では腐らん。1年も2年もたって、歳月がたつていい肥料になるので、そういうこともやっぱり下呂市独自の知恵を出して、そしてやられることが、コンポストは1年や2年で腐らんもんで、10年ぐらい使えるんじゃないかと、私の想像では。

そういうこともありますので、新年度予算に、まず何基とかとって組んで、新たなごみ対策をされたほうが私はいいいという御提案をしておきます。以上です。

○市長（山内 登君）

了解しました。

私ももっと勉強させていただきたいと思いますので、その点はしっかりと、何かそういうものを取り入れていきたいと思っています。

あともう一点、さっき中島ゆき子委員のちょっと補足で1件よろしいですか。

○委員長（中島ゆき子君）

はい、どうぞ。

○市長（山内 登君）

ペットボトルの圧縮機というのもそれも結構で、潰すという話もあったんですけど、今回も本来はペットボトルもそういう箱の中に入れて回収していただくという話で当初はおったんですが、業者さんといろんなやり取りをしている中で、あれをそのまま積み込むと、ペットボトルは軽いもんですから飛んでいっちゃうんですね。だからこれ潰したところで、結局軽いで飛んでいっちゃうので、結局は袋に入れてくれと、ペットボトルだけは。ほかは飛んでいかないんでいいんでということで、今回、その業者さんとの話の中で、ペットボトルは袋に入れることになったんで、最終的には、潰せばそれだけ容量たくさん入るんでいいんですけど、袋はそのまま、どうもビニール袋はやっぱりせざるを得ないのかなあといいところだけがありますので、ただ本当に潰して入れれば、今まで20個だったやつが50個、60個入りますので、それはしっかりと圧縮機というやつの購入も含めて検討させていただきたいと思いますので御理解をお願いします。

○委員（一木良一君）

今の生ごみの件なんですけど、下呂市は観光地ということで、その特性から、家庭の生ごみより事業所の生ごみのほうが多いと思うんですよ。ですから各旅館、ホテル辺りで独自に処理をしておられるところもあるんですけど、大半はクリーンセンターへ出されていると。

やはり前の、何年前やったかな、産経の中でこのごみの話を申し上げたことがあるんですけど、下呂市独自で、費用もかかるんですけど、下呂市独自で生ごみのリサイクル場を整備していただきたいと。そして、それを堆肥化して販売するようなことも下呂市独自にやっていただきたいなということをお願いします。

#### ○市長（山内 登君）

事業所の生ごみの件については、旅館組合さんとかそういうところも非常にこういうことを市が取り組んでくるといって、彼らもしっかりとちょっと取り組まなきゃいけないということ、おっしゃるとおり、その生ごみを専用でそういう処理できる機械を今、向こうも調べては見えになります。

ただやっぱり向こうだけでできるのか、じゃあ市がどうするのかというところら辺も、今遡上には上がっておりますので、今委員の御発言も参考にしながら、ちょっとこれは取り組んでいきたいなあと思っています。

旅組のほうも、食品ロスの件も含めて、今そういう生ごみについて、残渣、残菜、そういうものについて今取り組んでみえますので、大いに参考にさせていただきたいと思います。

#### ○委員長（中島ゆき子君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第118号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第95号から議第97号までの3議案と、議第114号、議第116号から議第118号までの3議案の合わせて7議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第95号から議第97号までの3議案と、議第114号及び議第116号から議第118号までの3議案の合わせて7議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第95号 市道の路線認定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第95号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第96号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第96号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第97号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第114号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第116号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第117号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第118号については全会一致で可決すべきものと決しました。  
以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時29分 終了